

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

バイオメディカル・クラスター創成計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府

3 地域再生計画の区域

茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）

4 地域再生計画の目標

地域再生計画の区域には、大阪大学をはじめ、我が国におけるバイオの研究、創薬の開発に関する先進施設が集中しており、平成16年の彩都バイオインキュベータ、医薬基盤研究所の開設により、国内でも類を見ないバイオメディカル関連施設の集積地として注目を集めている。このようなポテンシャルを最大限に活かし、バイオメディカル分野の研究振興等を図るためには、絶えず高度な研究を行わなければならない。

しかしバイオメディカル分野の研究は日進月歩であり、大阪府が掲げる国際的な競争力を有するバイオメディカル・クラスターの創成のためには、優れた人材の集積を図り、より高度な研究を行うことにより創薬の開発等の促進を図ることが不可欠である。そのためには、国内のみならず海外からも優秀な人材を受入れ、外国人研究者がわが国において研究しやすい環境を構築することにより外国人研究者数の拡大を目指す。

そのような研究環境を構築することで、国内外の優秀な人材により、大学等での研究施設において高度な研究がなされ、創薬の開発等による起業への発展や企業の集積へと繋がり、バイオメディカルクラスターを創成することができる。

ひいては、バイオベンチャー数を増やすことにより、医薬品生産額全国1位の生産額シェアを占める大阪の地域特性を更に伸ばし、我が国の成長力を大阪からリードするとともに、国際的バイオ戦略の拠点形成としての位置付けを確立させるものである。

このことにより、当該地域のみならず、周辺地域も含めた地域活性化を図るものとする。

[数値目標]

大阪府のバイオベンチャー数

現在 85社 平成23年度末 120社

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

外国人研究者等に対する永住許可弾力化や入国申請手続き優先処理を行うこ

とにより、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び独立行政法人医薬基盤研究所に優れた外国人研究者の集積を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
該当無し

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1

(1) 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業【B0501】

ア 本支援措置の適用を受けようとする外国人

地域再生計画の区域内に所在する機関(下記イ)において、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄に掲げる高度な専門的知識を必要とする特定分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は情報処理活動を行う外国人

イ 本支援措置の対象となる機関

国立大学法人大阪大学

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
国立大学法人大阪大学	吹田市山田丘 豊中市待兼山町	学術の研究、振興	プロテオミクス、遺伝子、生物学関連等における研究

国立循環器病センター

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
国立循環器病センター	吹田市藤代台5 - 7 - 1	循環器病に関する診断及び治療、調査及び研究	循環器疾患等生活習慣病対策の分野における研究

独立行政法人医薬基盤研究所

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
医薬基盤研究所	茨木市彩都あさぎ7丁目6-8	医薬品・医療機器の開発支援	医薬品・医療機器の開発支援

ウ 出入国管理及び難民認定法別表第1の5の下欄の事業活動の要件を定める省令に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由
当該機関は生物学関連等に関わる研究や、循環器疾患等の分野における研究、医薬品・医療機器の開発支援などの高度かつ先進的な研究を行っている機関である。このことから、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び独立行政法人医薬基盤研究所の事業活動は、法務省令第1条第1号の「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的とするものであること。」に該当する。

エ 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

バイオメディカル・クラスターの創成とは、大学等の基礎的研究における成果（シーズ）を元に、事業化できるものを発掘して、技術移転を図っていくことにより起業の集積を目的とするものである。研究機関においていかに有用な研究成果を生み出すかということがバイオメディカル・クラスター創成に向けた重要な取組みとなってくる。

本申請における各施設は、大阪におけるバイオの研究、創薬の開発における先進施設であり、これまでも外国人研究者を幅広く受け入れており、平成15年の構造改革特別区域計画「バイオメディカル・クラスター創成特区」の認定により、海外の優秀な研究者の研究環境が一層整ったところである。本支援措置により外国人研究者が永住許可を受けることになれば、在留期間を限定することなく研究活動に従事できる環境が整備されることになる。

また、当該区域には、千里ライフサイエンスセンター内のインキュベート施設等、バイオベンチャー等が起業するための環境が整備されており、優れた研究成果を活かした起業を促進することにより、地域産業の活性化が見込まれる。このことから、当該地域の活性化を図る。

(2) 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業【B0502】

ア 本支援措置の適用を受けようとする外国人

地域再生計画の区域内に所在する機関（下記イ）において、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表下欄に掲げる高度な専門的知識を必要とする特定分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は情報処理活動を行う外国人及び日常的な活動に従事するその配偶者及び子

イ 本支援措置の対象となる機関

国立大学法人大阪大学

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
国立大学法人大阪大学	吹田市山田丘 豊中市待兼山町	学術の研究、振興	プロテオミクス、遺伝子、生物工学関連等における研究

国立循環器病センター

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
国立循環器病センター	吹田市藤代台5 - 7 - 1	循環器病に関する診断及び治療、調査及び研究	循環器疾患等生活習慣病対策の分野における研究

独立行政法人医薬基盤研究所

施設名	所在地	機関の概要	外国人の活動内容
-----	-----	-------	----------

医薬基盤研究所	茨木市彩都あさぎ7丁目6 - 8	医薬品・医療機器の開発支援	医薬品・医療機器の開発支援
---------	------------------	---------------	---------------

ウ 出入国管理及び難民認定法別表第1の5の下欄の事業活動の要件を定める省令に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由
当該機関は生物工学関連等に関わる研究や、循環器疾患等の分野における研究、医薬品・医療機器の開発支援などの高度かつ先進的な研究を行っている機関である。このことから、国立大学法人大阪大学、国立循環器病センター及び独立行政法人医薬基盤研究所の事業活動は、法務省令第1条第1号の「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究を目的とするものであること。」に該当する。

エ 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

バイオメディカル・クラスターの創成とは、大学等の基礎的研究における成果（シーズ）を元に事業化できるものを発掘して、技術移転を図っていくことにより起業の集積を目的とするものである。研究機関においていかに有用な研究成果を生み出すかということが将来のバイオメディカル・クラスター創成に向けた重要な取組みとなってくる。

本申請における各施設は、大阪におけるバイオの研究、創薬の開発における先進施設であり、これまでも外国人研究者を幅広く受け入れており、平成15年の構造改革特別区域計画「バイオメディカル・クラスター創成特区」の認定により、海外の優秀な研究者の研究環境が一層整ったところである。本支援措置により外国人研究者が優先的に入国・在留諸申請を受けることになれば、永住許可弾力化事業との相乗効果により、研究活動に従事できる環境が整備されることになる。

また、当該区域には、千里ライフサイエンスセンター内のインキュベート施設等、バイオベンチャー等が起業するための環境が整備されており、優れた研究成果を活かした起業を促進することにより、地域産業の活性化が見込まれる。このことから、当該地域の活性化を図る。

5 - 3 - 2 その他の事業

〔国、地方公共団体、経済界の連携体制〕

(1) 都市再生プロジェクト（都市再生本部）

平成13年11月に大阪圏ライフサイエンス推進協議会を設立する等、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点の形成を図る。

(2) 関西バイオ推進会議の設立（平成13年8月）

関西の保有するバイオ関連の大学等の有機的な連携を図り、連携と競争を通じたバイオクラスターの集積による関西の活性化を目指すため、オール関西の産学官のトップで構成する会議を設置。

〔クラスター構想の策定〕

・彩都バイオグランドデザインの実現に向けた取り組み

産学官の有識者で構成される「彩都ライフサイエンス懇談会」において、今後 10 ヶ年を展望し、彩都バイオクラスターを世界レベルのクラスターへと発展させるための方策を産学官共通のアクションプランとして示した「彩都バイオランドデザイン」の実現に向け、ヘッドクォーター体制の整備や彩都の拠点性強化などに関係者と連携して取り組む。

〔産学官連携による共同研究の推進等〕

(1) 千里ライフサイエンスプロジェクト

・「千里ライフサイエンス振興財団」(平成 2 年設立)

(基本財産 30 億円：内、府は 10 億円出資)

ライフサイエンス振興のためのセミナー、研究助成、支援事業等の産学官連携事業を展開

・「(株)千里ライフサイエンスセンター」(昭和 63 年設立)

(資本金 18.4 億円：内、府は 1.2 億円出資)

産学官の交流拠点である千里ライフサイエンスセンタービル(民活法認定施設：ホ・インキュベータ、会議場等)の管理運営

(2) 知的クラスター創成事業(文部科学省関連)

平成14年4月から実施している文部科学省の「知的クラスター創成事業」については、昨年度までの5年間に、4件のバイオベンチャー創出、13件の技術移転など、全国のクラスターの中でも顕著な実績を上げ、18年度に終了した。

(府費4,600万円/年、府から3名派遣)

現在、後継事業となる「知的クラスター創成事業(第 期)」に、「関西広域バイオメディカルクラスター構想」として、神戸市とともに、共同提案を行っており。採択を受ければ、本事業を通じて、大阪北部地域(彩都)地域及び神戸地域を含めた関西全体で、大学、研究機関及び製薬企業の基盤を共有し、国内外のバイオクラスターとの研究・産業化システムを構築していく予定である。

〔創薬促進のための研究開発等〕

医薬基盤研究所の整備(厚生労働省関連)

ゲノム創薬と研究資源の提供を目的に彩都ライフサイエンスパーク内に平成 16 年 4 月にオープンした。

現在、医薬品安全性予測システムの開発(トキシコゲノミクス)や疾患関連蛋白質解析プロジェクト(プロテオームファクトリー)が先行事業として実施されており、今後の研究テーマとしては、次世代免疫制御療法に関する基盤技術開発研究、疾患モデル動物研究、バイオインフォマティクス(遺伝情報処理)研究等が実施される予定である。

〔創業促進、内外企業の集積促進〕

(1) バイオビジネスコンペ JAPAN (平成 12 年~)

バイオ関連分野の研究シーズを基にしたビジネスプランを持つ法人、個人(大学、研究機関、企業及び研究者)を発掘し、起業化、技術移転の推進を図ることを目的として、関西の産学官が一体となって実施。

入賞ビジネスプランのうち、これまで 31 件がベンチャー企業設立

(2) 彩都 (国際文化公園都市)

大阪都心部から 20km 圏内の北大阪の丘陵地に、人と自然の調和の都市形成を基本に、ライフサイエンス分野の研究開発拠点をはじめ、国際的な学術研究・文化交流拠点と、国際化・高齢化・高度情報化など時代のニーズに対応した都市・住環境を整備。

- ・事業主体：都市基盤整備公団、民間開発事業者等
- ・開発面積：約 740ha

〔彩都ライフサイエンスパーク〕

彩都の西部地区に位置し、北大阪のライフサイエンス分野の研究機関等の集積を活かした、バイオクラスターの形成を目指す。

- ・面積：約 22ha

(1) 彩都におけるバイオインキュベータ施設整備 (経済産業省関連)

彩都バイオインキュベータ

大阪大学を主要連携大学とした「大学発バイオベンチャー」の起業、育成を促す先導的役割を果たすことを目的に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する、全国で初めての公設民営形態による大学連携型起業家育成施設を誘致。

(平成 14 年度補正予算：18.2 億円)

彩都バイオヒルズセンター

彩都バイオインキュベータに隣接する民間企業により建設されたレンタルラボを大阪府が「バイオインキュベータ施設認定制度」により認定し、彩都バイオインキュベータとともに入居企業に対し地元自治体 (大阪府、茨木市) から設備、賃料の補助を実施。

彩都新バイオインキュベータ (仮称)

既存インキュベータ施設がほぼ満床となり彩都におけるインキュベータ施設のニーズの高さが示されたことから、産業投資特別会計支出金による採択を受け、平成 20 年春の開設を目指して公設民営形態による新たなインキュベータ施設を整備中。

(平成 18 年度予算：7.5 億円)

(2) 内外の企業立地促進策

- ・企業立地促進補助金の拡充
- ・不動産取得税の軽減 (1 / 2)
- ・産業立地促進融資 (利率 2.0%)

(3) 府域全体での創業促進・ベンチャー企業支援

- ・相談事業 府内 9ヶ所の中小企業支援センターにおける中小企業診断士等のアドバイザーによる支援など。

6 計画期間

認定の日から平成 24 年 3 月まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

事業主体である機関に対し、目標の達成度についての検証を実施し、計画の成果について総合的に評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し